



平成 22 年 8 月 12 日

各 位

会社名 J S T株式会社
代表者名 代表取締役社長
有田 陽一
(コード番号 5919 東証第二部)
問合せ先 取締役兼執行役員経営管理部長
平山 裕一
(TEL 03-3645-3181)

MB Oの実施及び応募の推奨に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、マネジメント・バイアウト (MBO) (注) の一環として行われる、株式会社 J ホールディングス (以下「公開買付者」といいます。) による当社の普通株式に対する公開買付け (以下「本公開買付け」といいます。) に賛同し、かつ当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当該取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続を経て当社を完全子会社化することを企図していること、並びに、当社の普通株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。

(注) MBO (マネジメント・バイアウト) とは、一般に、買収対象会社の経営陣が買収資金の全部又は一部を出資して、事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

記

1. 公開買付者の概要 (平成 22 年 8 月 12 日)

| | |
|---------------|---|
| (1) 名 称 | 株式会社 J ホールディングス |
| (2) 所 在 地 | 東京都港区高輪二丁目 19 番 17 号 |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役 有田 陽一 |
| (4) 事 業 内 容 | (1) 会社の株式又は持分を取得及び保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること (2) 前号に附帯関連する一切の事業 |
| (5) 資 本 金 の 額 | 1,000,000 円 |

| | | |
|-------------------|------------------|--|
| (6) 設 立 年 月 日 | 平成 22 年 7 月 15 日 | |
| (7) 大株主及び持株比率 | 株式会社若宮 100% | |
| (8) 上場会社と公開買付者の関係 | 資 本 関 係 | 該当事項はありません。 |
| | 人 的 関 係 | 公開買付者の代表取締役である有田陽一氏が、当社の代表取締役を兼務しております。 |
| | 取 引 関 係 | 該当事項はありません。 |
| | 関連当事者への該当状況 | 公開買付者は、当社の代表取締役である有田陽一氏が議決権の 100%を保有している株式会社若宮が議決権の 100%を保有している会社であり、当社の関連当事者に該当します。 |

2. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 意見の内容

当社は、本日開催の取締役会において、公開買付者による当社の普通株式に対する本公開買付けについて、公開買付者による本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

なお、上記取締役会決議は、下記「(3) 公正性を担保し、利益相反を回避するための措置 ④利害関係のない取締役及び監査役全員の承認」記載の方法により決議されております。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、本日現在において、株式会社若宮が発行済株式の全てを保有する株式会社であり、当社の普通株式を取得及び保有することを主たる目的として、平成 22 年 7 月 15 日に設立されました。株式会社若宮は、本日現在において、公開買付者の代表取締役及び当社の代表取締役社長である有田陽一氏が発行済株式の全てを保有する株式会社であり、同氏が代表取締役に就任しております。

今般、公開買付者は、当社の発行済普通株式（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）の全てを取得し、当社の普通株式を非上場化させるための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施いたします。なお、本公開買

付けは、(i)公開買付者との間で、応募に係る契約又は合意が成立している当社普通株式合計3,550,675株(下記「(3)公正性を担保し、利益相反を回避するための措置 ⑥買付予定数の下限の設定」において詳述の上、「本応募対象株式」と定義します。)並びに(ii)当社が本日提出した第101期第1四半期報告書に記載された平成22年6月30日現在の発行済株式総数(22,497,059株)から、当社が本日公表した平成23年3月期第1四半期決算短信(連結)に記載された平成22年6月30日現在の自己株式(5,196,345株)及び本応募対象株式の数(3,550,675株)を控除した株式数(13,750,039株)の3分の2超に相当する株式数(9,166,693株)の合計(12,717,368株、所有割合(注)73.51%)を買付予定数の下限と設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、本公開買付けは、当社の発行済普通株式の全てを取得し、当社の普通株式を非上場化することを目的とするものですので、買付予定数の上限は設けておらず、買付予定数の下限以上の応募があった場合は、応募株券等の全ての買付け等を行います。

なお、公開買付者は、ミナト実業株式会社(所有株式数:1,054,000株、所有割合:6.09%)、株式会社プラザエステート(所有株式数:326,200株、所有割合:1.89%)及び有限会社ワイ・アン・ワイ(所有株式数:110,000株、所有割合:0.64%)並びに、有田陽一氏の親族である有田信子氏(所有株式数:210,475株、所有割合:1.22%)、藤井恵美氏(所有株式数:200,000株、所有割合:1.16%)、有田陽太氏(所有株式数:167,000株、所有割合:0.97%)及び有田陽子氏(所有株式数:155,400株、所有割合:0.90%)との間で、それぞれが所有する当社の普通株式の全部(合計2,223,075株、所有割合:12.85%)を本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約を平成22年8月12日付で締結するとともに、有田陽一氏の親族である有田了氏との間では、同氏が所有する当社の普通株式のうち214,800株(所有割合:1.24%)を本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約を同日付で締結しております。また、公開買付者は、有田陽一氏から、同氏が所有する当社の普通株式の全部(所有株式数:1,112,800株、所有割合:6.43%)について、本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。

また、本公開買付けの成立を条件として、公開買付者は、下記「3. 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」記載の一連の手続の実行を当社に要請し、かかる手続を経て当社を完全子会社化する予定です。また、当該完全子会社化後、公開買付者は、公開買付者を消滅会社、当社を存続会社とする吸収合併(以下「本件合併」といいます。)を行うことを予定しております。

本取引は、マネジメント・バイアウト(MBO)の手法により行われるものであり、本日現在において公開買付者の完全親会社である株式会社若宮の発行済株式数の全ては、当社の代表取締役社長である有田陽一氏により保有されており、同氏は、本取引後も、特段の事情がない限り、継続して当社の経営にあたる予定です。

本公開買付けの開始後、本公開買付けの買付け等の期間(以下「公開買付期間」とい

います。)中に、公開買付者の完全親会社である株式会社若宮は、公開買付者が実施する第三者割当増資(払込金額の総額499,000千円。以下「本第三者割当増資」といいます。)を引き受ける予定であり、本第三者割当増資が完了した後においても、株式会社若宮が公開買付者の発行済株式の全てを保有することとなる予定です。なお、株式会社若宮は、本第三者割当増資に先立ち、有田陽一氏を割当先とする増資(払込金額の総額500,000千円)を行う予定であり、当該増資が完了した後においても、有田陽一氏が当面の間株式会社若宮の発行済株式の全てを保有することとなる予定です(但し、本公開買付けが成立した場合には、有田陽一氏の親族が株式会社若宮の少数株主となる可能性があります。)

また、本公開買付けに係る決済に要する資金として、公開買付者は、株式会社みずほ銀行からの貸付(以下「本件優先買収ローン」といいます。)及び株式会社メザニンが運営するMC○1号投資事業有限責任組合からの貸付(以下「本件劣後買収ローン」といいます。)をそれぞれ受けることを予定しております。

本件優先買収ローンについては、公開買付者は、本公開買付けの成立等を条件として、株式会社みずほ銀行から118億円を上限とした貸付を受けることを予定しています。本件優先買収ローンに関しては、公開買付者の発行済株式及び公開買付者が本公開買付けにより取得する当社の普通株式その他公開買付者の所有に係る一定の資産等に対して、担保権が設定されることが予定されています。また、当社が公開買付者の完全子会社となった後は、シンジケーション組成目的で借り換えられた上で、株式会社みずほ銀行及びシンジケーション参加金融機関が貸付人となり、当社及びその完全子会社を公開買付者の連帯保証人とし、かつ、当社及びその完全子会社の一定の資産等を借り換え後の本件優先買収ローンの担保に提供させる予定です。

本件劣後買収ローンについては、公開買付者は、本公開買付けの成立等を条件として、株式会社メザニンが運営するMC○1号投資事業有限責任組合から20億円を上限とする貸付を受けることを予定しています。本件劣後買収ローンに関しては、公開買付者の発行済株式及び公開買付者が本公開買付けにより取得する当社の普通株式その他公開買付者の所有に係る一定の資産等に対して、担保権が設定されることが予定されています。また、当社が公開買付者の完全子会社となった後は、当社及びその完全子会社を公開買付者の連帯保証人とし、かつ、当社及びその完全子会社の一定の資産等を本件劣後買収ローンの担保に提供させる予定です。

(注)当社が本日提出した第101期第1四半期報告書に記載された平成22年6月30日現在の発行済株式総数(22,497,059株)から、当社が本日公表した平成23年3月期第1四半期決算短信(連結)に記載された平成22年6月30日現在の自己株式(5,196,345株)を控除した株式数に占める割合を「所有割合」といい、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。

② 本公開買付けの目的

当社は、大正 11 年、溶融亜鉛めっき設備を備えた鉄塔、鉄柱製作工場を建設して事業を開始し、昭和 36 年には商号を「(旧) 日本鉄塔工業株式会社」として東京証券取引所市場第二部に上場しました。以来、当社グループは、昭和 37 年には橋梁事業に参入するなど事業基盤を徐々に拡大し、鉄塔・橋梁及びその他鋼構造物の製作、建設、販売を主な事業活動として、国内外に鉄塔を建てることにより送電網、通信網を張り巡らし、橋梁を架けることにより流通網を広げ、社会に必要なインフラの整備に貢献してまいりました。また、工場跡地等の保有不動産の有効活用を目的として、平成 5 年から不動産事業にも参入いたしました。

当社は、公共工事の減少など、経営環境が厳しさを増していくなか、鋼構造物メーカーとして競争力を高め、より高い収益が得られる体質をつくり、企業価値の増大を図るために、平成 18 年に、商号を「J S T 株式会社」へ変更し、鉄塔事業を会社分割により「(現) 日本鉄塔工業株式会社」に分社化するとともに、平成 19 年には橋梁事業を「J S Tブリッジ株式会社」に分社化いたしました。これらの一連の組織再編により、当社は、自らは不動産事業を営みつつ、鉄塔事業を行う日本鉄塔工業株式会社、橋梁事業を行う J S Tブリッジ株式会社及びボルトナット事業を行う株式会社日本鉄塔大森工場の完全親会社として当社グループの事業を統括する現在の体制となりました。

しかしながら、当社グループの橋梁事業については、更なる公共工事の減少により、厳しい経営環境になっており、当社においても、平成 21 年 9 月頃より、橋梁事業のリストラクチャリングにつき継続的に検討してまいりました。また、鉄塔製品の受注も減少傾向にあり、鉄塔事業に関しても厳しい経営環境となっております。

なお、鋼構造物事業につきましては、本日付にて、収益構造改革への取組みの一環として、生産体制の見直し及び希望退職の募集を内容とした収益構造改革の取組みを公表しております（公表内容の詳細については、当社の本日付プレスリリース「収益構造改革への取組みに関するお知らせ」をご参照ください。）。

公開買付者の説明によれば、公開買付者は、当社グループを取り巻くこのような経営環境の下で、当社グループが経営環境の変化に対応し、長期的に成長を続けていくためには、橋梁事業の縮小に加えて、橋梁事業を通じて獲得した大型鋼構造物の溶接技術を活かし、橋梁事業と鉄塔事業の両事業の技術を集約することにより当社グループ全体の技術力を高め、その高い技術力を売りに高採算分野に展開するなど、従業員の意識を変革し、中長期的視点に立った抜本的な構造改革に挑戦することが必要不可欠であると考えているとのことであり、当社はかかる考えについて以下の説明を受けております。

上記の一連の抜本的な構造改革を行うに際しては様々な施策を講じる必要があるところ、その内容によっては大幅な売上高の減少や一時的なコストの増加等が生じる可能性があります。仮に、現在の体制の下でこれらの施策を実施した場合には、一時的なものとはいえ業績への下方圧力が生じ、短期的には当社の株主の皆様にもマイナスの影響を生じさせるおそれがあります。

また、当社は、昭和 36 年に東京証券取引所市場第二部に株式を上場して以降、エクイティファイナンスによる資本市場からの資金調達、知名度の向上による優秀な人材の確保、取引先に対する社会的な信用力の向上等、上場会社として様々なメリットを享受してきましたが、当社には、現時点ではエクイティファイナンスの活用による大規模な資金調達のニーズはなく、むしろ、資本市場に対する規制が急速に強化されていることに伴い、上場を維持するために必要なコスト（株主総会の運営や株主名簿管理人への事務委託に係る費用、金融商品取引法上の有価証券報告書等の継続開示に係る費用、監査費用等）が今後益々増加することが予想され、上場を維持することが当社の人的リソース、経済的リソース及び時間の面において負担になる可能性があります。

これらの状況を踏まえ、公開買付者は、当社グループが橋梁事業を中心としたリストラクチャリングによる鋼構造物事業の収益構造の改善という一連の抜本的構造改革に手をつけようとするこの時期に、マネジメント・バイアウトの手法により当社の普通株式を非上場化し、当社を完全子会社化することにより、当社の株主の皆様が抜本的な構造改革に伴い発生するリスクの負担が及ぶことを回避し、上場維持に伴うコストを削減すると同時に、当社が、当社の代表取締役社長及び公開買付者の代表取締役である有田陽一氏のリーダーシップの下で、短期的な業績の変化に左右されることなく、経営陣及び従業員が一丸となって変革に取り組む体制を構築し、十分な人的リソース、経済的リソース及び時間をかけて適時かつ迅速な一連の抜本的構造改革を達成することを目指していくことが、最も有効な手段であるという結論に至ったとのことです。

以上のような考え方にに基づき、公開買付者の代表取締役である有田陽一氏は、平成 22 年 4 月頃よりマネジメント・バイアウトの実現可能性についての予備的な検討を開始し、同年 5 月頃よりマネジメント・バイアウトの実現可能性の精査のための買収監査（デュー・ディリジェンス）を実施した上で、当社に対して同年 6 月 29 日に「マネジメント・バイアウト（MBO）に関する提案書」を提出いたしました。

③ 当社の意思決定の過程

当社は、公開買付者の代表取締役である有田陽一氏からの本取引の提案が構造的な利益相反を伴うものであり、当社の少数株主の利益を確保する必要があることを認識し、本公開買付けについての取締役会の意見を決定するに際し、以下の過程を経ました。

まず、当社は、平成 22 年 7 月 6 日に取締役会を開催し、同取締役会において、(i) 当社の社外監査役である鎌田整衿氏及び関口栄悟氏（なお、別添 2 記載のとおり、関口氏は東京証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員に指定されております。）並びに外部有識者（弁護士）である二井矢聡子氏から構成される独立委員会を設置し、独立委員会に対し、(a) 本公開買付けについて当社取締役会が賛同するべきか否かを検討し、当社取締役会に勧告を行うこと、及び(b) 本公開買付けに関し、当社又は当社の株主のために、適宜公開買付者又は有田陽一氏との間で、協議・交渉を行うことを委嘱するこ

とを決議するとともに、(ii)本取引に関する当社の法務アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選定すること、並びに、(iii)本取引に関する当社の財務アドバイザーとして株式会社KPMG FAS（以下「KPMG」といいます。）を選定することを決議いたしました。

独立委員会は、当社の法務及び財務アドバイザーの助言を得ながら、合計8回開催され、本公開買付けが当社の企業価値に与える影響及び本公開買付けが当社の株主利益に与える影響の観点から、情報収集、検討、公開買付者との間の協議・交渉等を行いました。

具体的には、独立委員会は、公開買付者に対する質問書の送付、公開買付者の代表取締役である有田陽一氏に対するインタビュー及び当社の関係取締役に対するヒアリングを実施するとともに、KPMGから当社普通株式の株主資本価値についての分析結果の報告を受けることなどにより、本公開買付けに係る情報収集を行い、それを踏まえて森・濱田松本法律事務所及びKPMGの助言を得ながら慎重に本公開買付けについての検討を行いました。

独立委員会は、これらの情報収集及び検討結果を踏まえ、本公開買付けの目的についての公開買付者の説明には一定の合理性が認められる一方で、本公開買付けに伴い予想される当社の事業活動に対する不利益については、いずれも限定的なものであると判断しております。

また、独立委員会は、本公開買付けにおける当社の普通株式の買付価格（以下、「本公開買付価格」といいます。）について、KPMGからの助言を得ながら、同社を通じて、公開買付者側との間で真摯な協議・交渉等を行いました。なお、独立委員会は、下記「(3)公正性を担保し、利益相反を回避するための措置 ②財務アドバイザーからのフェアネス・オピニオンの取得その他公開買付価格の公正性に関する事情」記載のとおり、KPMGより、平成22年8月11日付でフェアネス・オピニオン及び株主資本価値算定書を受領しております。

その後、独立委員会は、本日開催の取締役会において、当社の取締役会に対し、本公開買付けが当社の企業価値及び株主共同の利益に与える影響その他諸般の事情を総合的に勘案し、本公開買付けに対して当社の取締役会が賛同意見を表明するとともに、当社の株主が本公開買付けに応募することを勧める旨の決議をすることは相当である旨の答申を行いました。

当社の取締役会は、本日、独立委員会の答申を受け、本公開買付けに関する審議を行い、本公開買付けが、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するものであると判断し、本公開買付けへの賛同を表明し、かつ、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを推奨することを決議いたしました。また、当社取締役会においては、当社が平成21年6月26日開催の当社株主総会において導入した「当社株式の大量取得行為への対応策（買収防衛策）」（以下「本買収防衛策」といいます。）について、本公開買付け

及び本公開買付けの公開買付期間中に公開買付者以外の者により開始された当社株式に対する公開買付けの公開買付期間が終了するまでの間、停止するとともに、上記の公開買付けのいずれかが成立することを停止条件として、本買収防衛策を廃止することを決議いたしました。

なお、下記「(3) 公正性を担保し、利益相反を回避するための措置 ④利害関係のない取締役及び監査役全員の承認」記載のとおり、公開買付者の代表取締役を兼任している当社の代表取締役社長有田陽一氏、公開買付者の財務アドバイザーであるG C Aアドバイザーリー株式会社（以下「G C A」といいます。）のエグゼクティブディレクターであり、当社の社外取締役である福谷尚久氏及び公開買付者の代表取締役である有田陽一氏の従兄弟であり、当社の社外監査役である蒔晴彦氏は、何れも本取引について、利益が相反し、又は利益が相反するおそれがあることに鑑みて、上記の各氏は、当社の取締役会について、本取引に関する議題に関しては、その審議及び決議には参加しておらず、また、当社の立場において本取引に関する公開買付者との協議・交渉には参加しておりません。

(3) 公正性を担保し、利益相反を回避するための措置

当社は、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保し、利益相反を回避するため、以下の措置を実施しました（なお、以下の記述中の公開買付者において実施した措置については、公開買付者から受けた説明に基づくものです。）。

① 独立委員会の設置

当社の取締役会は、意思決定の恣意性を排し、手続の公正を担保する観点から、「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由 ③当社の意思決定の過程」記載のとおり、平成 22 年 7 月 6 日、当社の社外監査役である鎌田整衿氏及び関口栄悟氏（なお、別添 2 記載のとおり、関口氏は東京証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員に指定されております。）並びに外部有識者（弁護士）である二井矢聡子氏から構成される独立委員会を設置し、独立委員会に対し、(i)本公開買付けについて当社取締役会が賛同すべきか否かを検討し、当社取締役会に勧告を行うこと、及び(ii)本公開買付けに関し、当社又は当社の株主のために、適宜公開買付者又は有田陽一氏との間で、協議・交渉を行うことを委嘱することを決議いたしました。

独立委員会の各委員はいずれも、公開買付者との間で特に利害関係を有しておらず、当社は、独立委員会の各委員は本取引に関し当社の一般株主と利益は相反していないと考えております。

独立委員会は、「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由 ③当社の意思決定の過程」記載のとおり、当社の法務及び財務アドバイザーの助言を得ながら、合計 8 回開催され、本公開買付けが当社の企業価値に与える影響及び本公開買付けが当社の株

主利益に与える影響の観点から、情報収集、検討、公開買付者との間の協議・交渉等を行いました。

その後、独立委員会は、KPMGから当社の普通株式の株主資本価値算定書及び本公開買付価格の妥当性に関する意見（フェアネス・オピニオン）についての説明を受け、森・濱田松本法律事務所からの法的助言をも踏まえ、諮問事項につき慎重に検討した結果、平成22年8月11日付で、当社の取締役会に対し、本公開買付けに対して当社の取締役会が賛同意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを勧める旨の決議をすることは相当である旨の答申を行うことを、委員全員の一致で決議いたしました。

② 財務アドバイザーからのフェアネス・オピニオンの取得その他公開買付価格の公正性に関する事情

当社は、公開買付者による本取引の提案を検討するに際し、取締役会及び独立委員会の検討に資するため、当社の財務アドバイザーとして、第三者算定機関であるKPMGを選任し、当社普通株式の株式価値の分析業務、本公開買付価格に関する意見書作成業務、及び本取引に関する財務面での助言業務（本取引に関連する交渉支援業務を含みます。）を委託しました。なお、KPMGは、公開買付者との間で特に利害関係を有しておらず、当社は、KPMGは本取引に関し当社の一般株主と利益は相反していないと考えております。

KPMGは、当社普通株式の株式価値算定のため必要となる情報を収集・検討するため、当社から事業の現状及び将来の事業計画等（注1）について資料を取得して説明を受けるとともに、「（2）本公開買付けに関する意見の根拠及び理由 ③当社の意思決定の過程」記載のとおり、財務的な見地から、独立委員会に対して助言を行い、独立委員会は、かかる助言を踏まえて、KPMGを通じて、公開買付者の財務アドバイザーであるGCAとの間で協議・交渉を行いました。

その結果、KPMGは、当社普通株式の株式価値に関し、平成22年8月11日付で株主資本価値算定書を当社に提出しております。KPMGは、当社が継続企業であるとの前提の下、株式価値を多面的に評価することが適切と考え、株式価値算定の手法として最も理論的な手法であるDCF法及び上場会社の評価手法として一般的な株式市価法を用いて当社の株式価値の算定を行なっているとのことです。なお、KPMGは、当社の市場株価が継続して1株当たり純資産額を下回って推移しており、1株当たり純資産額は当社の株式価値を表す指標とは考えられず、また当社は継続企業であり、保有する主要資産の大規模な売却等も想定していないことから、株主資本価値算定書において純資産法を採用していないとのことです。

当該株主資本価値算定書によると、KPMGが算定した当社普通株式の1株当たりの

株式価値の算定結果は以下の通りとされております。

- ・ DCF法によると 487 円～596 円
- ・ 株式市価法によると 266 円～294 円

DCF法では、当社事業計画に対して、マネジメント・インタビュー、当社から入手した資料等を検討し、直近までの業績の動向等を考慮した平成 23 年 3 月期以降の当社の将来の収益予想等に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、1 株当たりの株式価値の範囲を算定しております。

株式市価法では、平成 22 年 8 月 10 日を基準日として、直近 1 カ月、3 カ月、6 か月の市場株価の終値平均値をもとに、1 株当たりの株式価値の範囲を算定しております。また、これらの分析に加えて、過去の類似公開買付事例の買付価格において付与されたプレミアム水準に関する分析を行っております。

また、KPMGは、平成 22 年 8 月 11 日付で、独立委員会に対し、530 円という本公開買付価格は、一定の前提の下に（注 2）、買付者の特別関係者に該当する当社の株主以外の当社の一般株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を提出しております。

なお、本公開買付価格は、本公開買付けの実施についての公表日の前日である平成 22 年 8 月 11 日の東京証券取引所市場第二部における当社の普通株式の終値 257 円に対しては 106.2%（小数点以下第二位を四捨五入）、本公開買付けの実施についての公表日の前日から遡る過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値 265 円に対しては 100.0%（小数点以下第二位を四捨五入）、同過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値 276 円に対しては 92.0%（小数点以下第二位を四捨五入）、同過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値 294 円に対しては 80.3%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっております。

（注 1）KPMGがDCF法による算定の際に用いた当社の事業計画は、当社が平成 21 年 7 月及び同年 11 月に作成した平成 23 年 3 月期乃至平成 27 年 3 月期の将来の事業計画から成るものです。上記事業計画は、平成 23 年 3 月期については、橋梁事業において進行中である長期大型工事の売上寄与等を考慮して売上高約 126 億円、営業利益約 6 億円と予想しておりますが、その後橋梁事業における構造改革や経費削減等の効果の実現を見込む一方で、橋梁事業の受注の低迷が予想され、平成 24 年 3 月期は、売上高約 98 億円、営業利益約 7 億円、平成 25 年 3 月期は、売上高約 97 億円、営業利益約 8 億円、平成 26 年 3 月期は、売上高約 99 億円、営業利益約 9 億円、平成 27 年 3 月期は、売上高約 104 億円、営業利益約 11 億円と予想しております。なお、上記事業計画においては、橋梁は全ての受注物件について工事進行基準を適用し、かつ、工事損失引当金の考え方は採用しておりません。

なお、当社は、当社の平成 22 年 8 月 10 日付プレスリリース「業績予想の修正に関するお知らせ」

にて公表いたしましたとおり、同日付で平成23年3月期第2四半期連結累計期間連結業績予想を修正するとともに、当社の本日付プレスリリース「業績予想及び配当予想の修正に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、本日付で平成23年3月期の連結業績予想及び配当予想を修正しております。また、当社の本日付プレスリリース「収益構造改革への取組みに関するお知らせ」において、生産体制の見直し及び希望退職の募集を内容とした収益構造改革の取組みを公表しておりますが、当社は、これらに伴い、上記事業計画を特段修正する必要はないものと考えております。

(注2) KPMGは、株主資本価値算定書及び意見書の提出にあたり、当社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として使用し、これらの資料及び情報が全て正確、完全かつ妥当であることを前提としており、これらの資料及び情報の正確性、完全性又は妥当性に関し独自の検証を行っておりません。また、当社及びその関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含む。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。さらに、KPMGの算定に影響を与える未開示の重要事実並びに影響を与える可能性のある偶発債務、簿外債務及び訴訟等が存在していないことを当社から確認しており、それを前提としております。加えて、KPMGは、当社の事業計画が、当社の経営陣による現時点における最善の予測と判断に基づき、合理的にかつ適切な手続に従って作成されていることを前提としております。なお、KPMGの意見表明は、当社が重要な事業の譲渡、清算等、重要資産（子会社または関連会社の株式、事業を含む。）の譲渡、清算等を予定しておらず、今後も現有の事業を基本的に継続することを前提とした、継続企業としての価値に基づいており、また、意見書作成日現在の経済環境、規制環境、市場環境その他の状況を前提とし、かつ、当該日時点までにKPMGが入手した情報に基づくものであります。

③ 法務アドバイザーからの助言

当社は、意思決定過程における恣意性を排除し、公正性を担保する観点から、森・濱田松本法律事務所を、当社の本取引に関するリーガル・アドバイザーとして選定し、同事務所からの法的助言を踏まえて、独立委員会の上記答申の内容、本公開買付価格その他の本公開買付けの諸条件等について慎重に検討しました。

なお、森・濱田松本法律事務所は、当社の法律顧問ですが、公開買付者との間で特に利害関係を有しておらず、当社は、同法律事務所は本取引に関し当社の一般株主と利益は相反していないと考えております。

④ 利害関係のない取締役及び監査役全員の承認

当社の代表取締役社長である有田陽一氏は本日現在において公開買付者の代表取締役であり、当社の社外取締役である福谷尚久氏は本日現在において公開買付者の財務アドバイザーであるGCAのエグゼクティブディレクターであり、また、当社の社外監査

役である苮晴彦氏は公開買付者の代表取締役である有田陽一氏の従兄弟であるため、何れも本取引について利益が相反し、又は利益が相反するおそれがあることに鑑みて、上記の各氏は、当社の取締役会について、本取引に関する議題に関しては、その審議及び決議に参加しておらず、また、当社の立場において本取引に関する公開買付者との協議・交渉には参加していません。他方、本公開買付けに賛同の意見を表明する旨の決議を行った本日開催の当社の取締役会には、有田陽一氏及び福谷尚久氏以外の当社取締役全員がその審議及び決議に参加し、参加した取締役の全員一致で決議が行われております。

また、上記取締役会には、苮晴彦氏以外の社外監査役を含む当社監査役全員が出席し、いずれも当社の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明すること及び当社の株主の皆様に対し本公開買付けへの応募を勧めることにつき異議がない旨の意見を述べております。

⑤ 価格の適正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、30 営業日としております。公開買付期間を比較的長期にすることにより、株主の皆様にも本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも買付け等をする機会を確保しております。

また、公開買付者と当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

⑥ 買付予定数の下限の設定

公開買付者は、本公開買付けについて、① (i) 平成 22 年 8 月 12 日付で公開買付者との間で応募に係る契約を締結している、ミナト実業株式会社 (所有株式数: 1,054,000 株、所有割合: 6.09%)、株式会社プラザエステート (所有株式数: 326,200 株、所有割合: 1.89%) 及び有限会社ワイ・アン・ワイ (所有株式数: 110,000 株、所有割合: 0.64%)、並びに有田陽一氏の親族である有田信子氏 (所有株式数: 210,475 株、所有割合: 1.22%)、藤井恵美氏 (所有株式数: 200,000 株、所有割合: 1.16%)、有田陽太氏 (所有株式数: 167,000 株、所有割合: 0.97%) 及び有田陽子氏 (所有株式数: 155,400 株、所有割合: 0.90%) の所有する全ての当社株式 (合計 2,223,075 株、所有割合: 12.85%)、(ii) 平成 22 年 8 月 12 日付で公開買付者との間で応募に係る契約を締結している有田陽一氏の親族である有田了氏が所有する当社の普通株式のうち 214,800 株 (所有割合: 1.24%)、並びに (iii) 本公開買付けへの応募に同意している有田陽一氏の所有する

全ての当社株式（所有株式数：1,112,800株、所有割合：6.43%）（以上、上記（i）乃至（iii）の合計である3,550,675株（所有割合：20.52%）を以下「本応募対象株式」といいます。）と、②当社が本日提出した第101期第1四半期報告書に記載された平成22年6月30日現在の発行済株式総数（22,497,059株）から、当社が本日公表した平成23年3月期第1四半期決算短信（連結）に記載された平成22年6月30日現在の自己株式（5,196,345株）及び本応募対象株式の数（3,550,675株）を控除した株式数（13,750,039株）の3分の2超に相当する株式数（9,166,693株）との合計（12,717,368株、所有割合：73.51%）以上の応募があることを成立の条件としております。このように、公開買付者は、本応募対象株式の応募に加えて、本応募対象株式以外の当社の普通株式の3分の2を超える応募がない場合には、本取引を行わないこととし、当社の株主の皆様の意思を尊重しております。

3. 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

本公開買付けにより当社の発行済普通株式（自己株式を除きます。）の全てを取得できなかった場合には、公開買付者は、公開買付者を除く当社の株主（当社を除きます。）に対して当社の株式の売却機会を提供しつつ、公開買付者が当社の発行済普通株式（自己株式を除きます。）の全てを所有することになるよう一連の手続を行うことを企図しているとのことであり、具体的な方法について、当社は以下のとおり説明を受けております。

公開買付者は、本公開買付けの成立後速やかに、①当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款の一部変更を行うこと、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定款の一部変更を行うこと、及び③当社の当該株式の全部（自己株式を除きます。）の取得と引換えに別個の種類当社の株式を交付することのそれぞれを付議議案に含む株主総会（以下「本株主総会」といいます。）の開催を当社に要請する予定です。

また、本株主総会にて上記①のご承認をいただき、上記①に係る定款の一部変更の効力が発生しますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第111条第2項第1号に基づき、本株主総会の上記②に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される当社の普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となるため、公開買付者は、当社に対し、本株主総会の開催日と同日を開催日とする本種類株主総会の開催を要請する予定です。

本公開買付けが成立し本株主総会及び本種類株主総会に上記各議案が上程された場合、公開買付者は、本株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項が付された上で、その全て（自己株式を除きます。）が当社に取得されることとなり、当社の株主（当社を除きます。）には当該取得の対価として別個の種類当社の株式が交付されることとなりますが、当社の株主のうち交付されるべき当該別個の種類当社の株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には、当該端数は切捨てられます。）に相当する当該別個の種類当社の株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されます。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類当社の株式の売却価格については、当該売却の結果、各株主に交付されることになる金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が保有していた当社の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。また、全部取得条項が付された当社の普通株式の取得の対価として交付する当社の株式の種類及び数は、本日現在において未定ですが、公開買付者は当社に対し、公開買付者が当社の発行済株式（自己株式を除きます。）の全てを所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった公開買付者以外の当社の株主に対し交付しなければならない当社の株式の数が1株に満たない端数となるよう決定することを要請する予定です。なお、公開買付者は、原則として、平成23年2月を目途に、当社を公開買付者の完全子会社とするための施策を完了することを予定しております。

上記②及び③の手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、（i）上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、（ii）上記③の全部取得条項が付された株式の全部取得が本株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は、裁判所に対し、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。

また、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付し、当該株式を全て取得するのと引換えに別個の種類当社の株式を交付するという上記の方法については、関係法令についての当局の解釈、並びに本公開買付け後の公開買付者の株式の保有状況及び公開買付者以外の当社の株主による当社の株式の保有状況等により、それと概ね同等の効果を有する他の方法に変更する可能性があります。但し、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった公開買付者以外の当社の株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当社の各株主に交付されることになる金銭の額についても、本公開買付価格に当該各株主が保有していた当社の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。以上の場合における具体的な手続については、当社と公開買付者の協議のうえ、決定次第、速やかに公表します。

公開買付者は、上記各手続の実行後、平成23年4月を目途に、本件合併を行うこと

を予定しております。

なお、本公開買付けは、本株主総会及び本種類株主総会における当社の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。

4. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

5. 上場廃止となる見込みがある旨及びその理由

当社の普通株式は、本日現在、東京証券取引所市場第二部に上場しておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の株券上場廃止基準（以下「上場廃止基準」といいます。）に従い、当社の普通株式は所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では上場廃止基準に該当しない場合でも、公開買付者は本公開買付けの終了後に、上記「3. 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」記載の手続に従って、適用ある法令に従い、当社の発行済株式（自己株式を除きます。）の全てを所有することを企図しておりますので、その場合にも、当社の普通株式は上場廃止になります。なお、当社の普通株式が上場廃止となった場合は、当社の普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

6. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

当社は、平成21年6月26日開催の当社株主総会において、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について」（以下「買収防衛策」といいます。）を導入していますが、当社は、本日開催の取締役会において、本公開買付け及び本公開買付けの公開買付期間中に公開買付者以外の者により開始された当社株式に対する公開買付けの公開買付期間が終了するまでの間、買収防衛策を停止するとともに、上記の公開買付けのいずれかが成立することを停止条件として、買収防衛策を廃止することを決議いたしました。

7. 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、ミナト実業株式会社（所有株式数：1,054,000株、所有割合：6.09%）、株式会社プラザエステート（所有株式数：326,200株、所有割合：1.89%）及び有限会社ワイ・アン・ワイ（所有株式数：110,000株、所有割合：0.64%）、並びに有田陽一氏の親族である有田信子氏（所有株式数：210,475株、所有割合：1.22%）、藤井恵美氏（所有株式数：200,000株、所有割合：1.16%）、有田陽太氏（所有株式数：167,000株、所有割合：0.97%）及び有田陽子氏（所有株式数：155,400株、所有割合：0.90%）

との間で、それぞれが所有する当社の普通株式の全部（合計 2,223,075 株、所有割合：12.85%）を本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約を平成 22 年 8 月 12 日付で締結するとともに、有田陽一氏の親族である有田了氏との間では同氏が所有する当社の普通株式のうち 214,800 株（所有割合：1.24%）を本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約を同日付で締結しております。また、公開買付者は、有田陽一氏から、同氏が所有する当社の普通株式の全部（所有株式数：1,112,800 株、所有割合：6.43%）について、本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。

8. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

9. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

10. 今後の見通し

（その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項）

当社は、当社の本日付プレスリリース「収益構造改革への取組みに関するお知らせ」記載のとおり、現在の厳しい事業環境に対応していくためには、鋼構造物事業における人員削減や工場等の生産体制の見直しを始めとした、一層の経営合理化策の実行が不可欠であると判断し、本日、鉄構センター工場の機能の見直しや、希望退職募集等の施策の実施を決定しております。

また、当社は、当社平成 22 年 8 月 10 日付プレスリリース「業績予想の修正に関するお知らせ」記載のとおり、同日付で、平成 23 年 3 月期第 2 四半期連結累計期間の連結業績予想の上方修正を行なっているほか、当社本日付プレスリリース「業績予想及び配当予想の修正に関するお知らせ」に記載のとおり、本日、平成 23 年 3 月期の通期業績予想及び配当予想の修正を行なっております。

以上

（参考）

平成 22 年 8 月 12 日付「JST 株式会社の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」【別添 1】

「独立委員会委員の略歴」【別添 2】

【別添1】

平成22年8月12日

各 位

| | |
|------|---------------|
| 会社名 | 株式会社Jホールディングス |
| 代表者名 | 代表取締役 有 田 陽 一 |

J S T株式会社の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社 J ホールディングス（以下「公開買付者」といいます。）は、本日、J S T株式会社（コード番号：5919、東京証券取引所市場第二部、以下「対象者」といいます。）の普通株式を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を開始することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、本プレスリリース公表日現在において、株式会社若宮が発行済株式の全てを保有する株式会社であり、対象者の普通株式を取得及び保有することを主たる目的として、平成22年7月15日に設立されました。株式会社若宮は、本プレスリリース公表日現在において、公開買付者の代表取締役及び対象者の代表取締役社長である有田陽一氏が発行済株式の全てを保有する株式会社であり、同氏が代表取締役に就任しております。

今般、公開買付者は、対象者の発行済普通株式（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）の全てを取得し、対象者の普通株式を非上場化させるための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施いたします。なお、本公開買付けは、①公開買付者との間で、応募に係る契約又は合意が成立している対象者普通株式合計3,550,675株（下記「(3)買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑥買付予定数の下限の設定」において詳述の上「本応募対象株式」と定義します。）並びに②対象者が平成22年8月12日に提出した第101期第1四半期報告書に記載された平成22年6月30日現在の発行済株式総数(22,497,059株)から、対象者が平成22年8月12日に公表した平成23年3月期第1四半期決算短信（連結）に記載された平成22年6月30日現在の自己株式(5,196,345株)及び本応募対象株式の数(3,550,675株)を控除した株式数(13,750,039株)の3分の2超に相当する株式数(9,166,693株)の合計(12,717,368株、所有割合(注1):73.51%)を買付予定数の下限と設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、本公開買付けは、対象者の発行済普通株式の全てを取得し、対象者の普通株式を非上場化することを目的とするものですので、買付予定数の上限は設けておらず、買付予定数の下限以上の応募があった場合は、応募株券等の全

での買付け等を行います。

なお、公開買付者は、ミナト実業株式会社(所有株式数:1,054,000株、所有割合:6.09%)、株式会社プラザエステート(所有株式数:326,200株、所有割合:1.89%)及び有限会社ワイ・アン・ワイ(所有株式数:110,000株、所有割合:0.64%)並びに、有田陽一氏の親族である有田信子氏(所有株式数:210,475株、所有割合:1.22%)、藤井恵美氏(所有株式数:200,000株、所有割合:1.16%)、有田陽太氏(所有株式数:167,000株、所有割合:0.97%)及び有田陽子氏(所有株式数:155,400株、所有割合:0.90%)との間で、それぞれが所有する対象者の普通株式の全部(合計2,223,075株、所有割合:12.85%)を本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約を平成22年8月12日付で締結するとともに、有田陽一氏の親族である有田氏との間では同氏が所有する対象者の普通株式のうち214,800株(所有割合:1.24%)を本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約を同日付で締結しております。また、公開買付者は、有田陽一氏から、同氏が所有する対象者の普通株式の全部(所有株式数:1,112,800株、所有割合:6.43%)について、本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。

また、本公開買付けの成立を条件として、公開買付者は、下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」記載の一連の手続の実行を対象者に要請し、かかる手続を経て対象者を完全子会社化する予定です。また、当該完全子会社化後、公開買付者は、公開買付者を消滅会社、対象者を存続会社とする吸収合併(以下「本合併」といいます。)を行うことを予定しております。

本取引は、マネジメント・バイアウト(MBO)(注2)の手法により行われるものであり、本プレスリリース公表日現在において公開買付者の完全親会社である株式会社若宮の発行済株式数の全ては、対象者の代表取締役社長である有田陽一氏により保有されており、同氏は、本取引後も、特段の事情がない限り、継続して対象者の経営にあたる予定です。

なお、対象者公表の平成22年8月12日付「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、平成22年8月12日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを勧める旨の決議をしたとのこととす。

本公開買付けの開始後、本公開買付けの買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に、公開買付者の完全親会社である株式会社若宮は、公開買付者が実施する第三者割当増資(払込金額の総額499,000千円。以下「本第三者割当増資」といいます。)を引き受ける予定であり、本第三者割当増資が完了した後においても、株式会社若宮が公開買付者の発行済株式の全てを保有することとなる予定です。なお、株式会社若宮は、本第三者割当増資に先立ち、有田陽一氏を割当先とする増資(払込金額の総額500,000千円)を行う予定であり、当該増資が完了した後においても、有田陽一氏が当面の間株式会社若宮の発行済株式の全てを保有することとなる予定です(但し、本公開買付けが成立した場合には、有田陽一氏の親族が株式会社若宮の少数株主となる可能性があります。)

また、本公開買付けに係る決済に要する資金として、公開買付者は、株式会社みずほ銀行からの貸付(以下「本件優先買収ローン」といいます。)及び株式会社メザニンが運営するMC○1号投資事業有限責任組合からの貸付(以下「本件劣後買収ローン」といいます。)をそれぞれ受けることを予定しております。

本件優先買収ローンについては、公開買付者は、本公開買付けの成立等を条件として、株式会社みずほ銀行から118億円を上限とした貸付を受けることを予定しています。本件優先買収ローンに関しては、公開買付者の発行済株式及び公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者の普通株式その他公開買付者の所有に係る一定の資産等に対して、担保権が設定されることが予定されています。また、対象者が公開買付者の完全子会社となった後は、シ

ンジケーション組成目的で借り換えられた上で、株式会社みずほ銀行及びシンジケーション参加金融機関が貸付人となり、対象者及びその完全子会社を公開買付者の連帯保証人とし、かつ、対象者及びその完全子会社の一定の資産等を借り換え後の本件優先買収ローンの担保に提供させる予定です。

本件劣後買収ローンについては、公開買付者は、本公開買付けの成立等を条件として、株式会社メザニンが運営するMC o 1号投資事業有限責任組合から20億円を上限とする貸付を受けることを予定しています。本件劣後買収ローンに関しては、公開買付者の発行済株式及び公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者の普通株式その他公開買付者の所有に係る一定の資産等に対して、担保権が設定されることが予定されています。また、対象者が公開買付者の完全子会社となった後は、対象者及びその完全子会社を公開買付者の連帯保証人とし、かつ、対象者及びその完全子会社の一定の資産等を本件劣後買収ローンの担保に提供させる予定です。

(注1) 対象者が平成22年8月12日に提出した第101期第1四半期報告書に記載された平成22年6月30日現在の発行済株式総数(22,497,059株)から、対象者が平成22年8月12日に公表した平成23年3月期第1四半期決算短信(連結)に記載された平成22年6月30日現在の自己株式(5,196,345株)を控除した株式数に占める割合を「所有割合」といい、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。

(注2) マネジメント・バイアウト(MBO)とは、一般に、買収対象会社の経営陣が買収資金の全部又は一部を出資して、事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

対象者は、大正11年、溶融亜鉛めっき設備を備えた鉄塔、鉄柱製作工場を建設して事業を開始し、昭和36年には商号を「(旧)日本鉄塔工業株式会社」として東京証券取引所市場第二部に上場しました。以来、対象者グループは、昭和37年には橋梁事業に参入するなど事業基盤を徐々に拡大し、鉄塔・橋梁及びその他鋼構造物の製作、建設、販売を主な事業活動として、国内外に鉄塔を建てることにより送電網、通信網を張り巡らし、橋梁を架けることにより流通網を広げ、社会に必要なインフラの整備に貢献してまいりました。また、工場跡地等の保有不動産の有効活用を目的として、平成5年から不動産事業にも参入いたしました。

対象者は、公共工事の減少など、経営環境が厳しさを増していくなか、鋼構造物メーカーとして競争力を高め、より高い収益が得られる体質をつくり、企業価値の増大を図るために、平成18年に、商号を「JST株式会社」へ変更し、鉄塔事業を会社分割により「(現)日本鉄塔工業株式会社」に分社化するとともに、平成19年には橋梁事業を「JSTブリッジ株式会社」に分社化いたしました。これらの一連の組織再編により、対象者は、自らは不動産事業を営みつつ、鉄塔事業を行う日本鉄塔工業株式会社、橋梁事業を行うJSTブリッジ株式会社及びボルトナット事業を行う株式会社日本鉄塔大森工場の完全親会社として対象者グループの事業を統括する現在の体制となりました。

しかしながら、対象者グループの橋梁事業については、更なる公共工事の減少により、厳しい経営環境になっており、対象者においても、平成21年9月頃より、橋梁事業のリストラクチャリングにつき継続的に検討してまいりました。また、鉄塔製品の受注も減少傾向にあり、鉄塔事業に関しても厳しい経営環境となっております。なお、鋼構造物事業につきまし

ては、対象者は、平成22年8月12日付にて、収益構造改革への取組みの一環として、生産体制の見直し及び希望退職の募集を内容とした収益構造改革の取組みを公表しております(公表内容の詳細は対象者公表の平成22年8月12日付「収益構造改革への取組みに関するお知らせ」をご参照ください。)

公開買付者は、対象者グループを取り巻くこのような経営環境の下で、対象者グループが経営環境の変化に対応し、長期的に成長を続けていくためには、橋梁事業の縮小に加えて、橋梁事業を通じて獲得した大型鋼構造物の溶接技術を活かし、橋梁事業と鉄塔事業の両事業の技術を集約することにより対象者グループ全体の技術力を高め、その高い技術力を売りに高採算分野に展開するなど、従業員の意識を変革し、中長期的視点に立った抜本的な構造改革に挑戦することが必要不可欠であると考えました。

しかし、上記の一連の抜本的な構造改革を行うに際しては様々な施策を講じる必要があるところ、その内容によっては大幅な売上高の減少や一時的なコストの増加等が生じる可能性があります。仮に、現在の体制の下でこれらの施策を実施した場合には、一時的なものとはいえ業績の下方圧力が生じ、短期的には対象者の株主の皆様にもマイナスの影響を生じさせるおそれがあります。

また、対象者は、昭和36年に東京証券取引所市場第二部に株式を上場して以降、エクイティファイナンスによる資本市場からの資金調達、知名度の向上による優秀な人材の確保、取引先に対する社会的な信用力の向上等、上場会社として様々なメリットを享受してきましたが、対象者には、現時点ではエクイティファイナンスの活用による大規模な資金調達のニーズはなく、むしろ、資本市場に対する規制が急速に強化されていることに伴い、上場を維持するために必要なコスト(株主総会の運営や株主名簿管理人への事務委託に係る費用、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。))上の有価証券報告書等の継続開示に係る費用、監査費用等)が今後益々増加することが予想され、上場を維持することが対象者の人的リソース、経済的リソース及び時間の面において負担になる可能性があります。

これらの状況を踏まえ、公開買付者は、対象者が橋梁事業を中心としたリストラクチャリングによる鋼構造物事業の収益構造の改善という一連の抜本的構造改革に手をつけようとするこの時期に、マネジメント・バイアウトの手法により対象者の普通株式を非上場化し、対象者を完全子会社化することにより、対象者の株主の皆様にも抜本的な構造改革に伴い発生するリスクの負担が及ぶことを回避し、上場維持に伴うコストを削減すると同時に、対象者が、対象者の代表取締役社長及び公開買付者の代表取締役である有田陽一氏のリーダーシップの下で、短期的な業績の変化に左右されることなく、経営陣及び従業員が丸となって変革に取り組む体制を構築し、十分な人的リソース、経済的リソース及び時間をかけて適時かつ迅速な一連の抜本的構造改革を達成することを目指してゆくことが、最も有効な手段であるという結論に至りました。

以上のような考え方に基づき、公開買付者の代表取締役である有田陽一氏は、平成22年4月頃よりマネジメント・バイアウトの実現可能性についての予備的な検討を開始し、同年5月頃よりマネジメント・バイアウトの実現可能性の精査のための買収監査(デュー・ディリジェンス)を実施した上で、対象者に対して同年6月29日に「マネジメント・バイアウト(MBO)に関する提案書」を提出いたしました。

公開買付者及び有田陽一氏は、その後の対象者との協議・検討を経て、対象者から、本取引についての賛同・協力を得られる見込みがあると判断するに至りました。そして、これらの検討結果を受けて、応募に係る契約を締結する株主との合意を得た上で、公開買付者は、同年8月12日に、本公開買付け及びその後の一連の取引からなる本取引の実施を正式に決定しました。

なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、有田陽一氏からの上記提案を受け、平成22年7月6日に取締役会を開催し、同取締役会において、(i)対象者の社外監査役である鎌田整衿氏及び関口栄悟氏（なお、関口氏は東京証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員に指定されているとのことです。）並びに外部有識者（弁護士）である二井矢聡子氏から構成される独立委員会を設置し、独立委員会に対し、(a)本公開買付けについて対象者の取締役会が賛同すべきか否かを検討し、対象者の取締役会に勧告を行うこと、及び(b)本公開買付けに関し、対象者又は対象者の株主の皆様のために、適宜公開買付者又は有田陽一氏との間で、協議・交渉を行うことを委嘱することを決議するとともに、(ii)本取引に関する対象者の法務アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選定すること、並びに、(iii)本取引に関する対象者の財務アドバイザーとして株式会社KPMG FAS（以下「KPMG」といいます。）を選定することを決議したとのことです。

独立委員会は、対象者の法務及び財務アドバイザーの助言を得ながら、合計8回開催され、本公開買付けが対象者の企業価値に与える影響及び本公開買付けが対象者の株主利益に与える影響の観点から、情報収集、検討、公開買付者との間の協議・交渉等を行ったとのことです。

具体的には、独立委員会は、公開買付者に対する質問書の送付、公開買付者の代表取締役である有田陽一氏に対するインタビュー及び対象者の関係取締役に対するヒアリングを実施するとともに、KPMGから対象者普通株式の株主資本価値についての分析結果の報告を受けることなどにより、本公開買付けに係る情報収集を行い、それを踏まえて森・濱田松本法律事務所及びKPMGの助言を得ながら慎重に本公開買付けについての検討を行ったとのことです。

独立委員会は、これらの情報収集及び検討結果を踏まえ、本公開買付けの目的についての公開買付者の説明には一定の合理性が認められる一方で、本公開買付けに伴い予想される対象者の事業活動に対する不利益については、いずれも限定的なものであると判断したとのことです。

また、独立委員会は、本公開買付けにおける対象者の普通株式の買付価格（以下、「本公開買付価格」といいます。）について、KPMGからの助言を得ながら、同社を通じて、公開買付者側との間で真摯な協議・交渉等を行ったとのことです。なお、独立委員会は、下記「(3)買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「①価格の妥当性についての検討」記載のとおり、KPMGより、平成22年8月11日付でフェアネス・オピニオン及び株主資本価値算定書を受領したとのことです。

その後、独立委員会は、平成22年8月12日開催の取締役会において、対象者の取締役会に対し、本公開買付けが対象者の企業価値及び株主共同の利益に与える影響その他諸般の事情を総合的に勘案し、本公開買付けに対して対象者の取締役会が賛同意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを勧める旨の決議をすることは相当

である旨の答申を行ったとのことです。

対象者の取締役会は、平成22年8月12日、独立委員会の答申を受け、本公開買付けに関する審議を行い、本公開買付けが、対象者の企業価値及び株主共同の利益に資するものであると判断し、本公開買付けへの賛同を表明し、かつ、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを推奨することを決議したとのことです。また、対象者取締役会においては、対象者が平成21年6月26日開催の対象者株主総会において導入した「当社株式の大量取得行為への対応策（買収防衛策）」（以下「本買収防衛策」といいます。）について、本公開買付け及び本公開買付けの公開買付期間中に公開買付者以外の者により開始された対象者株式に対する公開買付けの公開買付期間が終了するまでの間、停止するとともに、上記の公開買付けのいずれかが成立することを停止条件として、本買収防衛策を廃止することを決議したとのことです。

なお、公開買付者の代表取締役を兼任している対象者の代表取締役社長有田陽一氏、公開買付者のフィナンシャル・アドバイザーであるGCAアドバイザリー株式会社（以下「GCA」といいます。）のエグゼクティブディレクターであり、対象者の社外取締役である福谷尚久氏及び公開買付者の代表取締役である有田陽一氏の従兄弟であり、対象者の社外監査役である蒔晴彦氏は、何れも本取引について利益が相反し、又は利益が相反するおそれがあることに鑑みて、上記の各氏は、対象者の取締役会について、本取引に関する議題に関しては、その審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において本取引に関する公開買付者との協議・交渉には参加していないとのことです（下記「(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 利害関係のない取締役及び監査役全員の承認」参照）。

(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

① 価格の妥当性についての検討

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者から独立したフィナンシャル・アドバイザーであるGCAの協力を得て、平成22年8月11日を基準日とした、東京証券取引所市場第二部における対象者の普通株式の過去1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月及び平成22年3月期本決算発表日の翌営業日から基準日までの市場株価終値平均並びに基準日終値、対象者の普通株式の過去の価格帯別売買状況、過去のマネジメント・バイアウトの際の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、公開買付者において実施した買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉及び公開買付者との間で応募に係る契約を締結する株主との合意を経て、本公開買付価格を1株当たり530円とすることを決定いたしました。なお、公開買付者は、本公開買付価格の決定に際し、GCAから公開買付価格に関する参考資料を受領しておりますが、株価算定書及び本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

なお、本公開買付価格は、本プレスリリース公表日の前日である平成22年8月11

日の東京証券取引所市場第二部における対象者の普通株式の終値257円に対しては106.2%（小数点以下第二位を四捨五入）、本プレスリリース公表日の前日から遡る過去1ヶ月間の終値の単純平均値265円に対しては100.0%（小数点以下第二位を四捨五入）、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値276円に対しては92.0%（小数点以下第二位を四捨五入）、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値294円に対しては80.3%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっています。

なお、参考までに、対象者により平成22年3月期の個別業績予想の下方修正が公表された平成22年4月28日から遡ること1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の各期間における終値の単純平均値は、それぞれ315円、307円、300円です。

一方、対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者による本取引の提案を検討するに際し、取締役会及び独立委員会の検討に資するため、対象者の財務アドバイザーとして、第三者算定機関であるKPMGを選任し、対象者の普通株式の株式価値の分析業務、本公開買付価格に関する意見書作成業務、及び本取引に関する財務面での助言業務（本取引に関連する交渉支援業務を含みます。）を委託したとのことです。なお、KPMGは、公開買付者との間で特に利害関係を有しておらず、対象者は、KPMGは本取引に関し対象者の一般株主の皆様と利益は相反していないと考えているとのことです。

KPMGは、対象者の普通株式の株式価値算定のため必要となる情報を収集・検討するため、対象者から事業の現状及び将来の事業計画等（注1）について資料を取得して説明を受けるとともに、財務的な見地から、独立委員会に対して助言を行い、独立委員会は、かかる助言を踏まえて、KPMGを通じて、公開買付者の財務アドバイザーであるGCAとの間で協議・交渉を行ったとのことです。

その結果、KPMGは、対象者の普通株式の株式価値に関し、平成22年8月11日付で株主資本価値算定書を対象者に提出しているとのことです。KPMGは、対象者が継続企業であるとの前提の下、株式価値を多面的に評価することが適切と考え、株式価値算定の手法として最も理論的な手法であるDCF法及び上場会社の評価手法として一般的な株式市価法を用いて対象者の株式価値の算定を行なっているとのことです。なお、KPMGは、対象者の市場株価が継続して1株当たり純資産額を下回って推移しており、1株当たり純資産額は対象者の株式価値を表す指標とは考えられず、また対象者は継続企業であり、保有する主要資産の大規模な売却等も想定していないことから、株主資本価値算定書において純資産法を採用していないとのことです。

当該株主資本価値算定書によると、KPMGが算定した対象者の普通株式の1株当たりの株式価値の算定結果は以下の通りとされているとのことです。

- ・ DCF法によると487円～596円
- ・ 株式市価法によると266円～294円

DCF法では、対象者の事業計画に対して、マネジメント・インタビュー、対象者から入手した資料等を検討し、直近までの業績の動向等を考慮した平成23年3月期以降の対象者の将来の収益予想等に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を算定しているとのことです。

株式市価法では、平成22年8月10日を基準日として、直近1カ月、3カ月、6カ月の市場株価の終値平均値をもとに、1株当たりの株式価値の範囲を算定しております。また、これらの分析に加えて、過去の類似公開買付事例の買付価格において付与されたプレミアム水準に関する分析を行っているとのことです。

また、KPMGは、平成22年8月11日付で、独立委員会に対し、530円という本公開買付価格は、一定の前提の下に（注2）、公開買付者の特別関係者に該当する対象者の株主以外の対象者の一般株主の皆様にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を提出しているとのことです。

（注1） 対象者プレスリリースによれば、KPMGがDCF法による算定の際に用いた対象者の事業計画は、対象者が平成21年7月及び同年11月に作成した平成23年3月期乃至平成27年3月期の将来の事業計画から成るものとのことです。上記事業計画は、平成23年3月期については、橋梁事業において進行中である長期大型工事の売上寄与等を考慮して売上高約126億円、営業利益約6億円と予想していますが、その後橋梁事業における構造改革や経費削減等の効果の実現を見込む一方で、橋梁事業の受注の低迷が予想され、平成24年3月期は、売上高約98億円、営業利益約7億円、平成25年3月期は、売上高約97億円、営業利益約8億円、平成26年3月期は、売上高約99億円、営業利益約9億円、平成27年3月期は、売上高約104億円、営業利益約11億円と予想しているとのことです。なお、上記事業計画においては、橋梁は全ての受注物件について工事進行基準を適用し、かつ、工事損失引当金の考え方は採用していないとのことです。

なお、対象者は、対象者の平成22年8月10日付プレスリリース「業績予想の修正に関するお知らせ」にて公表されておりますとおり、同日付で平成23年3月期第2四半期連結累計期間連結業績予想を修正するとともに、対象者の平成22年8月12日付プレスリリース「業績予想及び配当予想の修正に関するお知らせ」にて公表されておりますとおり、平成22年8月12日付で平成23年3月期の連結業績予想及び配当予想を修正しております。また、対象者の平成22年8月12日付プレスリリース「収益構造改革への取組みに関するお知らせ」において、生産体制の見直し及び希望退職の募集を内容とした収益構造改革の取組みを公表しておりますが、対象者は、これらに伴い、上記事業計画を特段修正する必要はないものと考えているとのことです。

（注2） KPMGは、株主資本価値算定書及び意見書の提出にあたり、対象者から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として使用し、これらの資料及び情報が全て正確、完全かつ妥当であることを前提としており、これらの資料及び情報の正確性、完全性又は妥当性に関し独自の検証を行っていないとのことです。また、対象者及びその関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含む。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。さらに、KPMGの算定に影響を与える未開示の重要事実並びに影響を与える可能性のある偶発債務、簿外債務及び訴訟等が存在していないことを対象者から確認しており、それを前提としているとのことです。加えて、KPMGは、対象者の事業計画が、対象者の経営陣による現時点における最善の予測と判断に基づき、合理的にかつ適切な手続に従って作成されていることを前提としているとのことです。なお、KPMGの意見表明は、対象者が重要な事業の譲渡、清算等、重要資産（子会社又は関連会社の株式、事業を含む。）の譲渡、清算等を予定しておらず、今後も現有の事業を基本的に継続することを前提とした、継続企業としての価値に基づいており、また、意見書作成日現在の経済環境、規制環境、市場環境その他の状況を前提とし、かつ、当該

日時点までにKPMGが入手した情報に基づくものであるとのことです。

② 独立委員会の設置

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、意思決定の恣意性を排し、手続の公正性を担保する観点から、平成22年7月6日、対象者の社外監査役である鎌田整祐氏及び関口栄悟氏（なお、関口氏は東京証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員に指定されているとのことです。）並びに外部有識者（弁護士）である二井矢聡子氏から構成される独立委員会を設置し、独立委員会に対し、(i)本公開買付けについて対象者の取締役会が賛同すべきか否かを検討し、対象者の取締役会に勧告を行うこと、及び(ii)本公開買付けに関し、対象者又は対象者の株主の皆様のために、適宜公開買付者又は有田陽一氏との間で、協議・交渉を行うことを委嘱することを決議したとのことです。独立委員会の各委員はいずれも、公開買付者との間で特に利害関係を有しておらず、対象者は、独立委員会の各委員は本取引に関し対象者の一般株主の皆様と利益は相反していないと考えているとのことです。

独立委員会は、対象者の法務及び財務アドバイザーの助言を得ながら、合計8回開催され、本公開買付けが対象者の企業価値に与える影響及び本公開買付けが対象者の株主利益に与える影響の観点から、情報収集、検討、公開買付者との間の協議・交渉等を行ったとのことです。

その後、独立委員会は、KPMGから対象者の普通株式の株主資本価値算定書及び本公開買付価格の妥当性に関する意見（フェアネス・オピニオン）についての説明を受け、森・濱田松本法律事務所からの法的助言をも踏まえ、諮問事項につき慎重に検討した結果、平成22年8月11日付で、対象者の取締役会に対し、本公開買付けに対して対象者の取締役会が賛同意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを勧める旨の決議をすることは相当である旨の答申を行うことを、委員全員の一致で決議したとのことです。

③ 取締役会独自のリーガル・アドバイザーからの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、意思決定過程における恣意性を排除し、公正性を担保する観点から、森・濱田松本法律事務所を、対象者の本取引に関するリーガル・アドバイザーとして選定し、同事務所からの法的助言を踏まえて、独立委員会の上記答申の内容、本公開買付価格その他の本公開買付けの諸条件等について慎重に検討しました。

なお、森・濱田松本法律事務所は、対象者の法律顧問ですが、公開買付者との間で特に利害関係を有しておらず、対象者は、同法律事務所は本取引に関し対象者の一般株主の皆様と利益は相反していないと考えているとのことです。

④ 利害関係のない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者の代表取締役社長である有田陽一氏は本プレスリリース公表日現在において公開買付者の代表取締役であり、対象者の社外取締役である福谷尚久氏は本プレスリリース公表日現在において公開買付者のフィナンシャル・アドバイザーであるGCAのエグゼクティブディレクターであり、また、対象者の社外監査役である筋晴彦氏は公開買付者の代表取締役である有田陽一氏の従兄弟であるため、何れも本取引について利益が相反し、又は利益が相反するおそれがあることに鑑みて、上記の各氏は、対象者の取締役会について、本取引に

関する議題に関しては、その審議及び決議に参加しておらず、また、対象者の立場において本取引に関する公開買付者との協議・交渉には参加していないとのことである。他方、本公開買付けに賛同の意見を表明する旨の決議を行った平成22年8月12日開催の対象者の取締役会には、有田陽一氏及び福谷尚久氏以外の対象者取締役全員がその審議及び決議に参加し、参加した取締役の全員一致で決議が行われているとのことである。また、上記取締役会には、蒔晴彦氏以外の社外監査役を含む対象者監査役全員が出席し、いずれも対象者の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明すること及び対象者の株主の皆様に対し本公開買付けへの応募を勧めることにつき異議がない旨の意見を述べているとのことである。

⑤ 価格の適正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。公開買付期間を比較的長期にすることにより、株主の皆様にも本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性をも担保しております。また、公開買付者と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

⑥ 買付予定数の下限の設定

公開買付者は、本公開買付けについて、①(i)平成22年8月12日付で公開買付者との間で応募に係る契約を締結している、ミナト実業株式会社（所有株式数：1,054,000株、所有割合：6.09%）、株式会社プラザエステート（所有株式数：326,200株、所有割合：1.89%）及び有限会社ワイ・アン・ワイ（所有株式数：110,000株、所有割合：0.64%）、並びに有田陽一氏の親族である有田信子氏（所有株式数：210,475株、所有割合：1.22%）、藤井恵美氏（所有株式数：200,000株、所有割合：1.16%）、有田陽太氏（所有株式数：167,000株、所有割合：0.97%）及び有田陽子氏（所有株式数：155,400株、所有割合：0.90%）の所有する全ての対象者株式（合計2,223,075株、所有割合：12.85%）、(ii)平成22年8月12日付で公開買付者との間で応募に係る契約を締結している有田陽一氏の親族である有田了氏が所有する対象者の普通株式のうち214,800株（所有割合：1.24%）、並びに(iii)本公開買付けへの応募に同意している有田陽一氏の所有する全ての対象者株式（所有株式数：1,112,800株、所有割合：6.43%）（以上、上記(i)乃至(iii)の合計である3,550,675株（所有割合：20.52%）を以下「本応募対象株式」といいます。）と、②対象者が平成22年8月12日に提出した第101期第1四半期報告書に記載された平成22年6月30日現在の発行済株式総数（22,497,059株）から、対象者が平成22年8月12日に公表した平成23年3月期第1四半期決算短信（連結）に記載された平成22年6月30日現在の自己株式（5,196,345株）及び本応募対象株式の数（3,550,675株）を控除した株式数（13,750,039株）の3分の2超に相当する株式数（9,166,693株）との合計（12,717,368株、所有割合：73.51%）以上の応募があることを成立の条件としております。このように、公開買付者は、本応募対象株式の応募に加えて、本応募対象株式以外の対象者の普通株式の3分の2を超える応募がない場合には、本取引を行

わないこととし、対象者の株主の皆様の意思を尊重しております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

本公開買付けにより対象者の発行済普通株式（自己株式を除きます。）の全てを取得できなかった場合には、公開買付者は、以下の方法により、公開買付者を除く対象者の株主（対象者を除きます。）に対して対象者の株式の売却機会を提供しつつ、公開買付者が対象者の発行済普通株式（自己株式を除きます。）の全てを所有することになるよう一連の手続を行うことを企図しております。

具体的には、本公開買付けの成立後速やかに、公開買付者は、①対象者において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款の一部変更を行うこと、②対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定款の一部変更を行うこと、及び③対象者の当該株式の全部（自己株式を除きます。）の取得と引換えに別個の種類の対象者の株式を交付することのそれぞれを付議議案に含む株主総会（以下「本株主総会」といいます。）の開催を対象者に要請する予定です。

また、本株主総会にて上記①のご承認をいただき、上記①に係る定款の一部変更の効力が発生しますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第111条第2項第1号に基づき、本株主総会の上記②に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される対象者の普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となるため、公開買付者は、対象者に対し、本株主総会の開催日と同日を開催日とする本種類株主総会の開催を要請する予定です。

本公開買付けが成立し本株主総会及び本種類株主総会に上記各議案が上程された場合、公開買付者は、本株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項が付された上で、その全て（自己株式を除きます。）が対象者に取得されることとなり、対象者の株主（対象者を除きます。）には当該取得の対価として別個の種類の対象者の株式が交付されることとなりますが、対象者の株主のうち交付されるべき当該別個の種類の対象者の株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には、当該端数は切捨てられます。）に相当する当該別個の種類の対象者の株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されます。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類の対象者の株式の売却価格については、当該売却の結果、各株主に交付されることになる金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が保有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。また、全部取得条項が付された対象者の普通株式の取得の対価として交付する対象者の株式の種類及び数は、本プレスリリース公表日現在において未定ですが、公開買付者は対象者に対し、公開買付者が対象者の発行済株式（自己株式を除きます。）の全てを所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった公開買付者以外の対象者の株主に対し交付しなければならない対象者の株式の数が1株に満たない端数となるよう決定することを要請する予定です。なお、公開買付者は、原則として、平成23年2月を目途に、対象者を公開買付者の完全子会社とするための施策を完了することを予定しております。

上記②及び③の手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(i)上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行う

ことができる旨が定められており、また、(ii) 上記③の全部取得条項が付された株式の全部取得が本株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は、裁判所に対し、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。

また、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付し、当該株式を全て取得すると引換えに別個の種類の対象者の株式を交付するという上記の方法については、関係法令についての当局の解釈、並びに本公開買付け後の公開買付者の株式の保有状況及び公開買付者以外を対象者の株主による対象者の株式の保有状況等により、それと概ね同等の効果を有する他の方法に変更する可能性があります。但し、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった公開買付者以外を対象者の株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に対象者の各株主に交付されることになる金銭の額についても、本公開買付価格に当該各株主が保有していた対象者の普通株式の数に乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。以上の場合における具体的な手続については、対象者と公開買付者の協議のうえ、決定次第、速やかに公表します。

公開買付者は、上記各手続の実行後、平成23年4月を目途に、本合併を行うことを予定しております。

なお、本公開買付けは、本株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、上記各手続における税務上の取扱いにつきましては、株主の皆様各自において自らの責任にて税務専門家等にご確認下さい。

(5) 上場廃止となる見込みがある旨及びその理由

対象者の普通株式は、本プレスリリース公表日現在、東京証券取引所市場第二部に上場しておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の株券上場廃止基準（以下「上場廃止基準」といいます。）に従い、対象者の普通株式は所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では上場廃止基準に該当しない場合でも、公開買付者は本公開買付けの終了後に、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」記載の手続に従って、適用ある法令に従い、対象者の発行済株式（自己株式を除きます。）の全てを所有することを企図しておりますので、その場合にも、対象者の普通株式は上場廃止になります。なお、対象者の普通株式が上場廃止となった場合は、対象者の普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、ミナト実業株式会社（所有株式数：1,054,000株、所有割合：6.09%）、株式会社プラザエステート（所有株式数：326,200株、所有割合：1.89%）及び有限会社ワイ・アン・ワイ（所有株式数：110,000株、所有割合：0.64%）、並びに、有田陽一氏の親族である有田信子氏（所有株式数：210,475株、所有割合：1.22%）、藤井恵美氏（所有株式数：200,000株、所有割合：1.16%）、有田陽太氏（所有株式数：167,000株、所有割合：0.97%）及び有田陽子氏（所有株式数：155,400株、所有割合：0.90%）との間で、それぞれが所有する対象者の普通株式の全部（合計2,223,075株、所有割合：12.85%）を本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約を平成22年8月12日付で締結するとともに、有

田陽一氏の親族である有田了氏との間では同氏が所有する対象者の普通株式のうち214,800株（所有割合：1.24%）を本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約を同日付で締結しております。また、公開買付者は、有田陽一氏から、同氏が所有する対象者の普通株式の全部（所有株式数：1,112,800株、所有割合：6.43%）について、本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

| | | | |
|---|-----------------------------|-----------------------|---|
| ① | 名 称 | J S T株式会社 | |
| ② | 所 在 地 | 東京都江東区新砂一丁目6番27号 | |
| ③ | 代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長 有田 陽一 | |
| ④ | 事 業 内 容 | グループ経営管理並びに不動産の開発及び賃貸 | |
| ⑤ | 資 本 金 | 2,315百万円 | |
| ⑥ | 設 立 年 月 日 | 昭和13年11月26日 | |
| ⑦ | 大株主及び持株比率 (平成22年3月31日現在) | J S T株式会社 | 23.10% |
| | | 有田 陽一 | 4.95% |
| | | ミナト実業株式会社 | 4.69% |
| | | 新日本製鐵株式会社 | 4.58% |
| | | J F Eスチール株式会社 | 4.32% |
| | | 株式会社みずほ銀行 | 3.84% |
| | | 株式会社みずほコーポレート銀行 | 3.84% |
| | | 株式会社三井住友銀行 | 3.84% |
| | | 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 3.24% |
| | | 九州電力株式会社 | 3.24% |
| ⑧ | 公開買付者と対象者の関係 | 資 本 関 係 | 該当事項はありません。 |
| | | 人 的 関 係 | 公開買付者の代表取締役である有田陽一氏は、対象者の代表取締役社長を兼任しています。 |
| | | 取 引 関 係 | 該当事項はありません。 |
| | | 関連当事者への該当状況 | 該当事項はありません。 |

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成22年8月13日(金曜日)から平成22年9月27日(月曜日)まで(30営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

普通株式1株につき金530円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者から独立したフィナンシャル・アドバイザーであるGCAの協力を得て、平成22年8月11日を基準日とした、東京証券取引所市場第二部における対象者の普通株式の過去1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月及び平成22年3月期本決算発表日の翌営業日から基準日までの市場株価終値平均並びに基準日終値、対象者の普通株式の過去の価格帯別売買状況、過去のマネジメント・バイアウトの際の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの事例、公開買付者において実施した買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉及び公開買付者との間で応募に係る契約を締結する株主との合意を経て、本公開買付価格を1株当たり530円とすることを決定いたしました。なお、公開買付者は、本公開買付価格の算定に際し、GCAから公開買付価格に関する参考資料を受領しておりますが、株価算定書及び本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）は取得していません。

なお、本公開買付価格は、本プレスリリース公表日の前日である平成22年8月11日の東京証券取引所市場第二部における対象者の普通株式の終値257円に対しては106.2%（小数点以下第二位を四捨五入）、本プレスリリース公表日の前日から遡る過去1ヶ月間の終値の単純平均値265円に対しては100.0%（小数点以下第二位を四捨五入）、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値276円に対しては92.0%（小数点以下第二位を四捨五入）、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値294円に対しては80.3%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっています。

なお、参考までに、対象者により平成22年3月期の個別業績予想の下方修正が公表された平成22年4月28日から遡ること1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の各期間における終値の単純平均値は、それぞれ315円、307円、300円です。

② 算定の経緯

（買付価格の決定に至る経緯）

公開買付者は、対象者グループを取り巻く厳しい経営環境の下で、対象者グループが経営環境の変化に対応し、長期的に成長を続けていくためには、橋梁事業の縮小に加えて、橋梁事業を通じて獲得した大型鋼構造物の溶接技術を活かし、橋梁事業と鉄塔事業の両事業の技術を集約することにより対象者グループ全体の技術力を高め、その高い技術力を売りに高採算分野に展開するなど、従業員の意識を変革

し、中長期的視点に立った抜本的な構造改革に挑戦することが必要不可欠であると考えました。

そして、対象者が橋梁事業を中心としたリストラクチャリングによる鋼構造物事業の収益構造の改善という一連の抜本的構造改革に手をつけようとするこの時期に、マネジメント・バイアウトの手法により対象者の普通株式を非上場化し、対象者を完全子会社化することにより、対象者の株主の皆様は抜本的な構造改革に伴い発生するリスクの負担が及ぶことを回避し、上場維持に伴うコストを削減すると同時に、対象者が、対象者の代表取締役社長及び公開買付者の代表取締役である有田陽一氏のリーダーシップの下で、短期的な業績の変化に左右されることなく、経営陣及び従業員が一丸となって変革に取り組む体制を構築し、十分な人的リソース、経済的リソース及び時間をかけて適時かつ迅速な一連の抜本的構造改革を達成することを目指してゆくことが、最も有効な手段であるという結論に至りました。

以上のような考え方に基づき、公開買付者の代表取締役である有田陽一氏は、平成22年4月頃よりマネジメント・バイアウトの実現可能性についての予備的な検討を開始し、同年5月頃よりマネジメント・バイアウトの実現可能性の精査のための買収監査（デュー・ディリジェンス）を実施した上で、対象者に対して同年6月29日に「マネジメント・バイアウト（MBO）に関する提案書」を提出いたしました。

公開買付者及び有田陽一氏は、その後の対象者との協議・検討を経て、対象者から、本取引についての賛同・協力を得られる見込みがあると判断するに至りました。そして、これらの検討結果を受けて、応募に係る契約を締結する株主との合意を得た上で、公開買付者は、同年8月12日に、本公開買付け及びその後の一連の取引からなる本取引の実施を正式に決定しました。

（買付価格の公正性を担保するための措置）

（i） 価格の妥当性についての検討

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者から独立したフィナンシャル・アドバイザーであるGCAの協力を得て、平成22年8月11日を基準日とした、東京証券取引所市場第二部における対象者の普通株式の過去1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月及び平成22年3月期本決算発表日の翌営業日から基準日までの市場株価終値平均並びに基準日終値、対象者の普通株式の過去の価格帯別売買状況、過去のマネジメント・バイアウトの際の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、公開買付者において実施した買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉及び公開買付者との間で応募に係る契約を締結する株主との合意を経て、本公開買付価格を1株当たり530円とすることを決定いたしました。なお、公開買付者は、本公開買付価格の決定に際し、GCAから公開買付価格に関する参考資料を受領しておりますが、株価算定書及び本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）は取得していません。

なお、本公開買付価格は、本プレスリリース公表日の前日である平成22年8月11日の東京証券取引所市場第二部における対象者の普通株式の終値257円に対しては106.2%（小数点以下第二位を四捨五入）、本プレスリリース公表日の前日から遡る過去1ヶ月間の終値の単純平均値265円に対しては100.0%（小数点以下第二位を四捨五入）、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値276円に対しては92.0%（小数点以下第二位を四捨五入）、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値294円に対しては80.3%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっています。

なお、参考までに、対象者により平成22年3月期の個別業績予想の下方修正が公表された平成22年4月28日から遡ること1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の各期間における終値の単純平均値は、それぞれ315円、307円、300円です。

一方、対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者による本取引の提案を検討するに際し、取締役会及び独立委員会の検討に資するため、対象者の財務アドバイザーとして、第三者算定機関であるKPMGを選任し、対象者の普通株式の株式価値の分析業務、本公開買付価格に関する意見書作成業務、及び本取引に関する財務面での助言業務（本取引に関連する交渉支援業務を含みます。）を委託したとのことです。なお、KPMGは、公開買付者との間で特に利害関係を有しておらず、対象者は、KPMGは本取引に関し対象者の一般株主の皆様と利益は相反していないと考えているとのことです。

KPMGは、対象者の普通株式の株式価値算定のため必要となる情報を収集・検討するため、対象者から事業の現状及び将来の事業計画等（注1）について資料を取得して説明を受けるとともに、財務的な見地から、独立委員会に対して助言を行い、独立委員会は、かかる助言を踏まえて、KPMGを通じて、公開買付者の財務アドバイザーであるGCAとの間で協議・交渉を行ったとのことです。

その結果、KPMGは、対象者の普通株式の株式価値に関し、平成22年8月11日付で株主資本価値算定書を対象者に提出しているとのことです。KPMGは、対象者が継続企業であるとの前提の下、株式価値を多面的に評価することが適切と考え、株式価値算定の手法として最も理論的な手法であるDCF法及び上場会社の評価手法として一般的な株式市価法を用いて対象者の株式価値の算定を行なっているとのことです。なお、KPMGは、対象者の市場株価が継続して1株当たり純資産額を下回って推移しており、1株当たり純資産額は対象者の株式価値を表す指標とは考えられず、また対象者は継続企業であり、保有する主要資産の大規模な売却等も想定していないことから、株主資本価値算定書において純資産法を採用していないとのことです。

当該株主資本価値算定書によると、KPMGが算定した対象者の普通株式の1株当たりの株式価値の算定結果は以下の通りとされているとのことです。

- ・ DCF法によると487円～596円
- ・ 株式市価法によると266円～294円

DCF法では、対象者の事業計画に対して、マネジメント・インタビュー、対象者から入手した資料等を検討し、直近までの業績の動向等を考慮した平成23年3月期以降の対象者の将来の収益予想等に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を算定しているとのことです。

株式市価法では、平成22年8月10日を基準日として、直近1カ月、3カ月、6カ月の市場株価の終値平均値をもとに、1株当たりの株式価値の範囲を算定しております。また、これらの分析に加えて、過去の類似公開買付事例の買付価格において

付与されたプレミアム水準に関する分析を行っているとのことです。

また、KPMGは、平成22年8月11日付で、独立委員会に対し、530円という本公開買付価格は、一定の前提の下に（注2）、公開買付者の特別関係者に該当する対象者の株主以外の対象者の一般株主の皆様にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を提出しているとのことです。

（注1）対象者プレスリリースによれば、KPMGがDCF法による算定の際に用いた対象者の事業計画は、対象者が平成21年7月及び同年11月に作成した平成23年3月期乃至平成27年3月期の将来の事業計画から成るものとのことです。上記事業計画は、平成23年3月期については、橋梁事業において進行中である長期大型工事の売上寄与等を考慮して売上高約126億円、営業利益約6億円と予想していますが、その後橋梁事業における構造改革や経費削減等の効果の実現を見込む一方で、橋梁事業の受注の低迷が予想され、平成24年3月期は、売上高約98億円、営業利益約7億円、平成25年3月期は、売上高約97億円、営業利益約8億円、平成26年3月期は、売上高約99億円、営業利益約9億円、平成27年3月期は、売上高約104億円、営業利益約11億円と予想しているとのことです。なお、上記事業計画においては、橋梁は全ての受注物件について工事進行基準を適用し、かつ、工事損失引当金の考え方は採用していないとのことです。

なお、対象者は、対象者の平成22年8月10日付プレスリリース「業績予想の修正に関するお知らせ」にて公表されておりますとおり、同日付で平成23年3月期第2四半期連結累計期間連結業績予想を修正するとともに、対象者の平成22年8月12日付プレスリリース「業績予想及び配当予想の修正に関するお知らせ」にて公表されておりますとおり、平成22年8月12日付で平成23年3月期の連結業績予想及び配当予想を修正しております。また、対象者の平成22年8月12日付プレスリリース「収益構造改革への取組みに関するお知らせ」において、生産体制の見直し及び希望退職の募集を内容とした収益構造改革の取組みを公表しておりますが、対象者は、これらに伴い、上記事業計画を特段修正する必要はないものと考えているとのことです。

（注2） KPMGは、株主資本価値算定書及び意見書の提出にあたり、対象者から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として使用し、これらの資料及び情報が全て正確、完全かつ妥当であることを前提としており、これらの資料及び情報の正確性、完全性又は妥当性に関し独自の検証を行っていないとのことです。また、対象者及びその関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含む。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。さらに、KPMGの算定に影響を与える未開示の重要事実並びに影響を与える可能性のある偶発債務、簿外債務及び訴訟等が存在していないことを対象者から確認しており、それを前提としているとのことです。加えて、KPMGは、対象者の事業計画が、対象者の経営陣による現時点における最善の予測と判断に基づき、合理的にかつ適切な手続に従って作成されていることを前提としているとのことです。なお、KPMGの意見表明は、対象者が重要な事業の譲渡、清算等、重要資産（子会社又は関連会社の株式、事業を含む。）の譲渡、清算等を予定しておらず、今後も現有の事業を基本的に継続することを前提とした、継続企業としての価値に基づいており、また、意見書作成日

現在の経済環境、規制環境、市場環境その他の状況を前提とし、かつ、当該日時点までにKPMGが入手した情報に基づくものであるとのことです。

(ii) 独立委員会の設置

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、意思決定の恣意性を排し、手続の公正性を担保する観点から、平成22年7月6日、対象者の社外監査役である鎌田整祐氏及び関口栄悟氏（なお、関口氏は東京証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員に指定されているとのことです。）並びに外部有識者（弁護士）である二井矢聡子氏から構成される独立委員会を設置し、独立委員会に対し、(i)本公開買付けについて対象者の取締役会が賛同すべきか否かを検討し、対象者の取締役会に勧告を行うこと、及び(ii)本公開買付けに関し、対象者又は対象者の株主の皆様のために、適宜公開買付者又は有田陽一氏との間で、協議・交渉を行うことを委嘱することを決議したとのことです。独立委員会の各委員はいずれも、公開買付者との間で特に利害関係を有しておらず、対象者は、独立委員会の各委員は本取引に関し対象者の一般株主の皆様と利益は相反していないと考えているとのことです。

独立委員会は、対象者の法務及び財務アドバイザーの助言を得ながら、合計8回開催され、本公開買付けが対象者の企業価値に与える影響及び本公開買付けが対象者の株主利益に与える影響の観点から、情報収集、検討、公開買付者との間の協議・交渉等を行ったとのことです。

その後、独立委員会は、KPMGから対象者の普通株式の株主資本価値算定書及び本公開買付価格の妥当性に関する意見（フェアネス・オピニオン）についての説明を受け、森・濱田松本法律事務所からの法的助言をも踏まえ、諮問事項につき慎重に検討した結果、平成22年8月11日付で、対象者の取締役会に対し、本公開買付けに対して対象者の取締役会が賛同意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを勧める旨の決議をすることは相当である旨の答申を行うことを、委員全員の一致で決議したとのことです。

(iii) 取締役会独自のリーガル・アドバイザーからの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、意思決定過程における恣意性を排除し、公正性を担保する観点から、森・濱田松本法律事務所を、対象者の本取引に関するリーガル・アドバイザーとして選定し、同事務所からの法的助言を踏まえて、独立委員会の上記答申の内容、本公開買付価格その他の本公開買付けの諸条件等について慎重に検討しました。

なお、森・濱田松本法律事務所は、対象者の法律顧問ですが、公開買付者との間で特に利害関係を有しておらず、対象者は、同法律事務所は本取引に関し対象者の一般株主の皆様と利益は相反していないと考えているとのことです。

(iv) 利害関係のない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者の代表取締役社長である有田陽一氏は本プレスリリース公表日現在において公開買付者の代表取締役であり、対象者の社外取締役である福谷尚久氏は本プレスリリース公表日現在において公開買付者のフィナンシャル・アドバイザーであるGCAのエグゼクティブディレクターであり、また、対象者の社外監査役である筋晴彦氏は公開買付者の代表取締役である有田陽一氏の従兄弟であるため、何れも本取引について利益が相反し、又は利益が相反する

おそれがあることに鑑みて、上記の各氏は、対象者の取締役会について、本取引に関する議題に関しては、その審議及び決議に参加しておらず、また、対象者の立場において本取引に関する公開買付けとの協議・交渉には参加していないとのことです。他方、本公開買付けに賛同の意見を表明する旨の決議を行った平成22年8月12日開催の対象者の取締役会には、有田陽一氏及び福谷尚久氏以外の対象者取締役全員がその審議及び決議に参加し、参加した取締役の全員一致で決議が行われているとのことです。また、上記取締役会には、蒔晴彦氏以外の社外監査役を含む対象者監査役全員が出席し、いずれも対象者の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明すること及び対象者の株主の皆様に対し本公開買付けへの応募を勧めることにつき異議がない旨の意見を述べているとのことです。

(v) 価格の適正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。公開買付期間を比較的長期にすることにより、株主の皆様にも本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性をも担保しております。また、公開買付者と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

(vi) 買付予定数の下限の設定

公開買付者は、本公開買付けについて、① (i) 平成22年8月12日付で公開買付者との間で応募に係る契約を締結している、ミナト実業株式会社（所有株式数：1,054,000株、所有割合：6.09%）、株式会社プラザエステート（所有株式数：326,200株、所有割合：1.89%）及び有限会社ワイ・アン・ワイ（所有株式数：110,000株、所有割合：0.64%）、並びに有田陽一氏の親族である有田信子氏（所有株式数：210,475株、所有割合：1.22%）、藤井恵美氏（所有株式数：200,000株、所有割合：1.16%）、有田陽太氏（所有株式数：167,000株、所有割合：0.97%）及び有田陽子氏（所有株式数：155,400株、所有割合：0.90%）の所有する全ての対象者株式（合計2,223,075株、所有割合：12.85%）、(ii) 平成22年8月12日付で公開買付者との間で応募に係る契約を締結している有田陽一氏の親族である有田了氏が所有する対象者の普通株式のうち214,800株（所有割合：1.24%）、並びに (iii) 本公開買付けへの応募に同意している有田陽一氏の所有する全ての対象者株式（所有株式数：1,112,800株、所有割合：6.43%）（以上、上記 (i) 乃至 (iii) の本応募対象株式：3,550,675株、所有割合：20.52%）と、②対象者が平成22年8月12日に提出した第101期第1四半期報告書に記載された平成22年6月30日現在の発行済株式総数（22,497,059株）から、対象者が平成22年8月12日に公表した平成23年3月期第1四半期決算短信（連結）に記載された平成22年6月30日現在の自己株式（5,196,345株）及び本応募対象株式の数（3,550,675株）を控除した株式数（13,750,039株）の3分の2超に相当する株式数（9,166,693株）との合計（12,717,368株、所有割合：73.51%）以上の応募があることを成立の条件としております。このように、公開買付者は、本応募対象株式の応募に加えて、本応募対象株式以外の対象者の普通株式の3分の2を超え

る応募がない場合には、本取引を行わないこととし、対象者の株主の皆様の意思を尊重しております。

③ 算定機関との関係

GCAは公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

(5) 買付予定の株券等の数

| 買付予定数 | 買付予定数の下限 | 買付予定数の上限 |
|----------------|----------------|----------|
| 17,300,714 (株) | 12,717,368 (株) | — (株) |

(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(12,717,368株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(注3) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数として、本公開買付けにより公開買付者が買付け等を行う株券等の最大数を記載しております。なお、当該最大数は、対象者が平成22年8月12日に提出した第101期第1四半期報告書に記載された平成22年6月30日現在の発行済株式総数(22,497,059株)から、対象者が平成22年8月12日に公表した平成23年3月期第1四半期決算短信(連結)に記載された平成22年6月30日現在の自己株式(5,196,345株)を控除した株式数(17,300,714株)です。

(注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

| | | |
|------------------------------|----------|-------------------------------|
| 買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数 | 0個 | (買付け等前における株券等所有割合) 0.00% |
| 買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数 | 19,450個 | (買付け等前における株券等所有割合) 11.24% |
| 買付予定の株券等に係る議決権の数 | 173,007個 | (買付け等後における株券等所有割合) 100.00% |
| 対象者の総株主等の議決権の数 | 172,963個 | — |

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数（17,300,714株）に係る議決権の数を記載しております。
- (注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。
- (注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の平成22年8月12日提出の第101期第1四半期報告書に記載された平成22年6月30日現在の総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式についても買付け等の対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者の上記四半期報告書に記載された平成22年6月30日現在の単元未満株式数（4,459株）に係る議決権の数（44個）を加算し、「対象者の総株主等の議決権の数」を173,007個として計算しています。
- (注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(7) 買付代金 9,169,378,420 円

- (注1) 買付代金は、買付予定数（17,300,714株）に1株当たりの買付価格を乗じた金額を記載しています。
- (注2) 上記金額には消費税等は含まれていません。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

② 決済の開始日
平成22年9月29日(水曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、応募受付けをした公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

④ 株券等の返還方法

下記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「①法第27条の13第4項各

号に掲げる条件の有無及び内容」又は「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を決済の開始日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後、速やかに応募が行われた時の状態に戻します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(12,717,368株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

(i) 金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イないしリ及びヲないしソ、第2号、第3号イないしチ、第4号、第5号並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事項のいずれかが発生した場合、(ii)対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、(iii)公開買付開始公告を行った日以後に発生した事情により対象者の事業上重要な契約が終了した場合、(iv)対象者の重要な子会社に令第14条第1項第3号イからリまでに掲げる事実が発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以

前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の 15 時まで、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込みの受付票を添付の上、解除書面（公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。したがって、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間の末日の 15 時まで公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後、速やかに上記「（8）決済の方法」の「④株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行うおとずる場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付届出書又は関連する買付書類は米国において、若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等(外国人株主の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

(10) 公開買付開始公告日

平成22年8月13日(金曜日)

(11) 公開買付代理人

みずほ証券株式会社

東京都千代田区大手町一丁目5番1号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

公開買付け後の方針等及び今後の見通しは、上記「1. 買付け等の目的等」をご参照ください。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

公開買付者は、公開買付者の代表取締役及び対象者の代表取締役社長である有田陽一氏から、同氏が保有する対象者普通株式の全部（所有株式数：1,112,800株、所有割合：6.43%）について、本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。

また、本取引は、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法により行われるものであり、本プレスリリース公表日現在において公開買付者の完全親会社である株式会社若宮の発行済株式数の全ては公開買付者及び株式会社若宮の代表取締役並びに対象者の代表取締役社長である有田陽一氏により保有されており、有田陽一氏は、本取引後も、特段の事情がない限り、継続して対象者の経営にあたる予定です。なお、本公開買付けの開始後、公開買付期間中に、公開買付者の完全親会社である株式会社若宮は、公開買付者が実施する本第三者割当増資（払込金額の総額499,000千円）を引き受ける予定であり、株式会社若宮は、本第三者割当増資に先立ち、有田陽一氏を割当先とする増資（払込金額の総額500,000千円）を行う予定です。

なお、「本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程」については、「1. 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」を、「利益相反を回避するための措置の具体的内容」については、「1. 買付け等の目的」の「(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付の公正性を担保するための措置」をご参照ください。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

① 収益構造改革への取組み

対象者公表の平成22年8月12日付「収益構造改革への取組みに関するお知らせ」によれば、対象者は、平成22年8月12日開催の対象者の取締役会において、収益構造改革のための施策として、鋼構造物事業において、工場等の生産体制の見直し及び50名規模の希望退職募集を行う旨の決議をしたとのこととです。

② 業績予想の修正

対象者は、平成22年8月10日付で、「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表に基づく業績予想の修正内容は以下のとおりです。なお、

以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また、実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

平成23年3月期第2四半期連結累計期間連結業績予想数値の修正（平成22年4月1日～平成22年9月30日）

| | 売上高 | 営業利益 | 経常利益 | 四半期純利益 | 1株当たり四半期純利益 |
|------------------------------------|--------|------|------|--------|-------------|
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 円 銭 |
| 前回発表予想(A) | 10,000 | 450 | 500 | 200 | 11.56 |
| 今回発表予想(B) | 8,000 | 800 | 900 | 500 | 28.90 |
| 増減額(B-A) | △2,000 | 350 | 400 | 300 | - |
| 増減率(%) | △20.0 | 77.8 | 80.0 | 150.0 | - |
| (ご参考) 前期第2四半期実績 (平成22年3月期第2四半期) | 9,586 | 595 | 618 | 331 | 19.14 |

③ 業績予想及び配当予想の修正

対象者は、平成22年8月12日付で、「業績予想及び配当予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表に基づく業績予想及び配当予想の修正内容は以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また、実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

I. 業績予想の修正

1. 平成23年3月期通期連結業績予想数値の修正（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

| | 売上高 | 営業利益 | 経常利益 | 当期純利益 | 1株当たり当期純利益 |
|--------------------------|--------|------|------|-------|------------|
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 円 銭 |
| 前回発表予想 (平成22年5月14日発表) | 15,000 | 600 | 650 | 250 | 14.45 |
| 今回修正予想 | - | - | - | - | - |

| | | | | | |
|-------------------------------|--------|-------|-------|-----|-------|
| ご参考 前期実績（平成 22 年 3 月 期） | 24,319 | 1,875 | 1,852 | 936 | 54.11 |
|-------------------------------|--------|-------|-------|-----|-------|

2. 平成23年3月期通期個別業績予想数値の修正（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

| | 売上高 | 営業利益 | 経常利益 | 当期純利益 | 1株当たり 当期純利益 |
|-------------------------------|--------------|------------|------------|------------|----------------|
| 前回発表予想 （平成22年5月14日発表） | 百万円 2,900 | 百万円 600 | 百万円 800 | 百万円 250 | 円 銭 14.45 |
| 今回修正予想 | — | — | — | — | — |
| ご参考 前期実績（平成 22 年 3 月 期） | 3,285 | 1,042 | 1,177 | △109 | △6.35 |

II. 配当予想の修正

| | 1株当たり配当金 | | | | |
|--------------------------|-----------|-----------|-----------|-------------|-------------|
| | 第1 四半期 | 第2 四半期 | 第3 四半期 | 期末 | 合計 |
| 前回発表予想 （平成22年5月14日発表） | 円 銭 — | 円 銭 — | 円 銭 — | 円 銭 8.00 | 円 銭 8.00 |
| 今回修正予想 | — | — | — | — | — |
| 当期実績 | — | | | | |
| 前期（平成22年3月期）実績 | — | — | — | 8.00 | 8.00 |

- ※ 本プレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、法第167条第3項及び令第30条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、本プレスリリースの発表から12時間を経過するまでは、対象者の株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、公開買付者は一切責任を負いかねますので、予めご了承ください。
- ※ 本プレスリリースは、公開買付者による対象者に対する公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。売付け等の申込みをされる際には、必ず公開買付者が作成する本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧頂いた上で、ご自身のご判断で申込みを行ってください。
- ※ 本プレスリリースには、対象者株式を取得した場合における、公開買付者の経営陣の考え方に基づく、事業展開の見通しを記載してあります。実際の結果は多くの要因によって、これらの見込みから大きく乖離する可能性があります。
- ※ 本プレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が当該公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。
- ※ 国又は地域によっては、本プレスリリースの発表又は配布に法令上の制限又は制約が課されている場合がありますので、それらの制限又は制約に留意し、当該国又は地域の法令を遵守してください。本公開買付けの実施が違法となる国又は地域においては、本プレスリリース又はその訳文を受領されても、本公開買付けに関する株券等の売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みをしたことにはならず、情報としての資料配布とみなされるものとします。

※ 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部が英語により作成され、当該英語の書類として日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先されるものとします。

以 上

【別添2】

独立委員会委員

鎌田 整衿（かまた せいすけ）

〔略歴〕

昭和42年9月 ㈱日本設計事務所（現、㈱日本設計）入社

平成7年6月 当社監査役（現）

平成9年10月 社会福祉法人啓和会理事（現）

平成15年6月 寺岡ファシリテーターズ㈱顧問（現）

平成20年3月 ㈱KM建築・デザイン代表取締役（現）

※鎌田整衿氏は、会社法第2条第16号に規定される当社社外監査役です。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

関口 栄悟（せきぐち えいご）

〔略歴〕

昭和47年4月 大豊建設㈱入社

平成20年11月 同社建築営業部嘱託営業部長

平成21年6月 当社監査役（現）

※関口栄悟氏は、会社法第2条第16号に規定される当社社外監査役であり、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に指定されております。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

二井矢聡子（にいや さとこ）

〔略歴〕

平成6年4月 弁護士登録

森綜合法律事務所（現：森・濱田松本法律事務所）入所

平成19年4月 末吉綜合法律事務所（現：潮見坂綜合法律事務所）開設・同パートナー（現）

※二井矢聡子氏は、弁護士です。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。